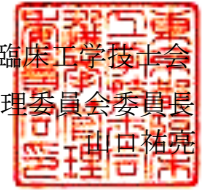


一般社団法人 東京都臨床工学技士会

会員 各位

会告

一般社団法人 東京都臨床工学技士会
選挙管理委員会委員長



役員候補者選挙について

役員選出規定により、第 6 期役員候補者選挙を下記の日程で行うことを告示致します。
なお、選挙に関する告示は東京都臨床工学技士会ホームページ上にて行いますので予め御了承下さい。

記

- | | | |
|------------------------------|---------|--------------|
| 1. 立候補（推薦）届出受付開始日 | 平成 30 年 | 10 月 30 日（火） |
| 2. 立候補（推薦）届出締切日
（締切日消印有効） | 平成 30 年 | 11 月 30 日（金） |
| 3. 立候補者氏名の告示日 | 平成 31 年 | 1 月 31 日（木） |
| 投票開始日 | 平成 31 年 | 2 月 8 日（金） |
| 投票締切日 | 平成 31 年 | 2 月 22 日（金） |
| （投票締切日消印有効） | | |
| 4. 開票日 | 平成 31 年 | 3 月 1 日（金） |
| 5. 選挙結果告示日 | 平成 31 年 | 3 月 8 日（金） |

選挙に関する注意事項

1. 役員 の定員は理事 5 名以上 20 名以内、監事 2 名。（定款第 4 章第 22 条）
2. 役員選出規定第 3 章第 8 条に明記されている選挙日は、投票期限（締切）日とする。
3. 立候補（推薦）する場合は、東京都臨床工学技士会ホームページより立候補届を A4 サイズ用紙に印刷し、必要事項を記入した上で選挙管理委員会まで届出ることとする。
（立候補（推薦）届出締切日消印有効）
4. 所定の理事・監事立候補者届出用紙以外は、受理しない。
なお多数推薦する場合は、所定の用紙を必要数印刷し使用することとする。
5. 理事・監事立候補者届出用紙の確認後、立候補者の資格審査を行う。理事・監事立候補者届に無記入及び、相違箇所があった場合は、候補者として認められないことがある。
推薦の場合は、本人の同意を必要とする。（役員選出規定第 3 章第 7 条）
6. 立候補締切日の後、候補者が定数を越えないとき、または、越えなくなったときは、規定により無投票で当選者を決定する。（役員選出規定第 4 章第 12 条）
7. 立候補届出締切日以降 14 日以内に立候補届出の受理票が、選挙管理委員会より郵送されてこない場合は、選挙管理委員会まで問い合わせることとする。
8. 投票は、理事連記制、監事単記制とする。なお詳細は、立候補者氏名の告示の際、明記する。
9. 選挙に関する異議は、選挙結果告示後 14 日以内に選挙管理委員会に申し立てることができる。
なお必ず文書にて氏名、会員番号を明記し捺印をする。
10. 選挙管理委員会への問い合わせなどは、文書（E-mail）にて行うこととする。
11. 平成 29 年度までの会費の未納者には、投票権が与えられない。（役員選出規定第 3 章第 6 条）
12. 平成 30 年度入会者は、立候補届出締切日までに会費を入金すること。
（役員選出規定第 3 章第 6 条）
13. 東京都臨床工学技士会ホームページの閲覧や、印刷が不可能な場合は選挙管理委員会まで問い合わせることとする。

以上

東京都臨床工学技士会ホームページ URL <http://www.tokyo-acet.or.jp/>

問い合わせ、郵送先 〒153-0044

東京都目黒区大橋 2-16-28 パインヒルズ 301 号室

一般社団法人 東京都臨床工学技士会 選挙管理委員会 宛

E-mail : tokyo.ce.senkyokanri@gmail.com